

第20回赤村農業委員会総会会議録

招集日時	平成28年 2月5日(金) 13時30分
招集場所	赤村住民センター 研修室2・3
開 会	平成28年 2月5日(金) 13時30分宣告
一、本総会の出席委員は次のとおりである。(議席順)	
1番委員	秋 元 善 照 (議長)
2番委員	三 橋 淳 一
3番委員	宇都宮 正 彦
4番委員	春 本 英 世
5番委員	加 未 啓 二
7番委員	金 子 司
8番委員	春 本 敏 典
9番委員	宮 原 マツ子
10番委員	鷺 谷 又 美
11番委員	在 津 圭 太
12番委員	大 場 信 司
14番委員	原 廣 和
15番委員	田 口 実
16番委員	春 本 清 治
二、本総会の欠席委員	
6番委員	木 村 義 明
13番委員	中 田 守

三、本総会の書記は次のとおりである。
書 記 瓜 生 覚
四、本総会に職務のため出席した者の職氏名。
書 記 瓜 生 覚
五、本総会の議事案件は次のとおりである。
・議案第40号 農用地利用集積計画について
・議案第41号 農地法第3条の規定による所有権移転について
・議案第42号 農地法第3条の規定による所有権移転について
・議案第43号 非農地証明について
・議案第44号 非農地証明について
・議案第45号 非農地証明について
・議案第46号 非農地証明について
・その他
(13時33分開会)

秋元議長 それでは只今より第20回赤村農業委員会総会を開会します。それでは第20回農業委員会総会の議事録署名人を指名します。12番委員大場委員さん、14番委員原委員さんよろしくお願ひします。後は省略します。それでは前回保留となっていました議案第40号に移りたいと思います。

(農業委員会等に関する法律第24条により、鷲谷委員退席)

秋元議長 それでは事務局説明をお願いします。

瓜生書記 (議案第40号 農用地利用集積計画について、朗読説明を行う。)

秋元議長 事務局の説明が終わりました。これは前回1回説明したけど。

田口委員 また同じこと言うことなるけど、ハスワの●●●ってなるとるけどこれはまだ親の●●●さんの名義のままなんですよね。だけさっき言った県の機構に通らんけん小作という事になります。この前言った通り●●●さんは病気になって何年も経ちますし、私も前はちょっと作りよったですけど今度鷲谷さんが作るということです。どうぞよろしくお願いします。

秋元議長 はい。地元委員さんの説明が終わりました。この件に関して誰か意見のある方。

大場委員 利用権設定期間が平成38年4月31日となつとるけど、30日じゃないですか。

瓜生書記 すいません。利用権の設定期間の所ですが、今ご指摘があった通り30日ですので修正をお願いします。

宇都宮委員 ちょっといいですか。これは名義変更してないけど、これはこれでいいんですか。

田口委員 親は死んでもうおらんけね。子どもが相続をまだしてないんよね。だけ結局区画整備したぶんと一緒にと本人は思つとるんか分かりませんが。

春本英世委員 国調はまだ。

田口委員 国調はまだです。

春本敏典委員 会長いいですか。要するに県はこれでいいって言いよるわけでしょ。どっちこれは1回県に出さないけんのでしょ。

瓜生書記 いいですか。この利用権のぶんに関しては役場の方で告示とって貼り出しはするんですけど、県の方に書類を提出したりするようなことはありません。

原委員 いいですか。これ前回例のぶんがあったでしょ。これには載ってないけど。それをするためには、全部貸し出しをせないかんとかいう話じゃなかったかね。

瓜生書記 そうですね。

原委員 ならこの人が全部県の方にせないかんっていう話じゃなかった。

瓜生書記 いいですか。こちらは●●●さんが持っている土地を全部貸し出さなければいけないと。本来であればこの推進機構に全部を貸し出さなければいけないんですけど、この1筆だけ名義が変更されてなくて●●●さんのままだと。そうすると●

●●さん名義の土地は推進機構に貸し出すことができないので、他の誰かに貸さないとまだ●●さんが持った状態になるんですよね。なのでこの土地は自分で作らないように鷺谷さんに利用権設定で貸しますということなんですよね。●●さんはこの前あがった推進機構に農地を貸して、残りの名義変更の終わっていない農地を鷺谷さんに貸して、自分は今農地を持っていませんということになりますので。

原委員

そうしたら、やっぱ亡くなった人でもその名義の人やないとおかしいんじゃないと。この人他にも相続人おるやろ。なんとなく矛盾しとる気がするんやけど。亡くなった人の名前でもいいんじゃない。いけんのかね。その人から印鑑もらってこいっていうわけやないんやし。

瓜生書記

いいか悪いかと言われたらちょっとあれなんですけど、現状では今赤村の中にもあるんです。亡くなくてもまだ登記が終わってなくて、名前がまだ亡くなった人のままの土地も幾つかありますけど、今毎月出て来る利用権設定に関しては今その農地を管理している人の名前で議案にあげさせてもらっていますので、登記が終わってないんで亡くなった人のままとすることはしてないですね。

原委員

だから農業委員会としては故●●●さんということで認めたということにすればいいんじゃない。例えばの話し、妹さんがこんなの困るばいこれ貰おうと思っったのにつて言った時どうなるんかねっていうだけのことたい。だけ●●●さんにしとって括弧で●さんってしとったらいんじゃない。

瓜生書記

貸し手の所を●●●さんにして下に括弧●さんってことですかね。

原委員

農業委員会の書類は●●●さんの名前でしとけばいいたい。これはね。あとは知らんたい、自分たちがすることやから。それじゃいけんわけ。いけんならいいですけど。

大場委員

土地の所有者と使用者の問題よね。所有しとるのはお母さんで使用しよるのは息子さんで、使用しよる息子さんが鷺谷さんに貸すつていう、このままの流れでもおかしくはないと思うけどね。亡くなった人の名前が入るのもおかしいかなと思うけどね。

宇都宮委員

いいですか。しかしこれは亡くなくても名義変更せな絶対

に買ったりできもんね。この人の名前にはなつてこんもんね。ただ今●さんが管理して税金払ってやりようかもしれんけど、それで名前があがってきて出てきても●●●さんのこれは絶対消えんもんね。だけこれを簡単にはいいですよと言って貸せるもんやろか。名義変更するならしてから貸さんと、後々今度はこの人になるかならんかも分からんことですけね。

- 春本敏典委員 貸し借りやけいいんやないかな。今までも例があるやろ。
瓜生書記 今までもそういった土地はありますね。
春本敏典委員 またこれ亡くなった人の名前にしとつたら、死んだ人にしとるがなしか、あの世に印鑑もらい行ったかつてなるよね。
宇都宮委員 いやいやこれはここで賛成せんやつたら、名義変更するまで保留てことになるでしょ。
原委員 でもやっぱこれをせと困るんやろ。困るんやつたらやっぱ仕方がないんやないかね。
宇都宮委員 会長それでいいですか。
春本敏典委員 会長諮つたらどうですか。
春本英世委員 今までこういう例が出てから、亡くなった人の名前が出て通してきたわけやろ。だけ今回に限ってするのもおかしいやろ。親子やしいんじゃない。
春本敏典委員 あとは会長が諮ればいいんじゃないですか。これでいいですかということ。
秋元議長 そしたらあとは採決で決めましょうか。そしたらこれで採決をとりたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成多数)
秋元議長 そしたら宇都宮さんは反対たいね。
宇都宮委員 いや、よく分からんけんちょっと反対みたいになるですね。
秋元議長 そしたら賛成多数で可決します。
(鷺谷委員入室)
秋元議長 それでは鷺谷委員さんに報告します。賛成多数で可決しました。
鷺谷委員 ありがとうございます。
秋元議長 それでは議案第41号を議題とします。事務局説明をお願いします。
瓜生書記 (議案第41号 農地法第3条の規定による所有権移転について、朗読説明を行う。)

- 秋元議長 はい、事務局の説明が終わりました。地元委員さんの説明をお願いします。
- 宇都宮委員 私の所に●さんが来まして、お父さんのぶんをこれから私が作ることになりましたのでお願いしますということでした。よろしくお願いします。
- 秋元議長 この件に関して何かご意見のある方。
(「ありません。」の声あり)
- 秋元議長 そしたら採決をとりたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
- 秋元議長 出席者全員で可決します。それでは続きまして議案第42号事務局説明をお願いします。
- 瓜生書記 (議案第42号 農地法第3条の規定による所有権移転について、朗読説明を行う。)
- 秋元議長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの説明をお願いします。
- 原委員 ●●●●さんのお父さんが私の所に来てこうこうこうとお話しがあったんですが、●●さんって方私は知らないんですが●●の方におられて、●●さんが今まで作っていたんですねこの田を2反ちょっとを。作っていたんですが今年で契約が切れるということでお断りしますと●●●●さんが言われてたんですが、そうすると●●さんって方が買ってください誰も作り手がおらんということで買うことになったそうです。よろしくお願いします。
- 秋元議長 地元委員さんの説明が終わりました。この件に関しまして何かご意見のある方。
(「ありません。」の声あり)
- 秋元議長 それでは採決をとります。賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
- 秋元議長 出席者全員で可決します。続きまして議案第43・44・45号について一括で事務局説明をお願いします。
- 瓜生書記 (議案第43・44・45号 非農地証明について、朗読説明を行う。)
- 秋元議長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの説明をお願いします。
- 加来委員 これは大雨が降ったら上の方から土砂がどんどん溜め池

の方に流れ込んでくるというところで、治山ダムを申請するためにこちらの非農地証明をお願いします。

秋元議長 地元委員さんの説明が終わりました。この件に関して何かご意見のある方。特にないようでしたら一つずつ採決をとりたいと思います。まず議案43号について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

秋元議長 出席者全員で可決します。続きまして議案第44号について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

秋元議長 出席者全員で可決します。続いて議案第45号について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

秋元議長 出席者全員で可決します。続きまして議案第46号について事務局説明をお願いします。

(議案第46号 非農地証明について、朗読説明を行う。)

秋元議長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの説明をお願いします。

原委員 これも先程のぶんとちょっと関連しとるんですが、先程の所有権移転する田に付けてこの山林をあげると、いらんと言ったけど取ってくれと。こっちもこれ譲渡しようと思ったら地目が田になっとるわけですよ。だからとりあえず地目変更をして、また後日に譲渡といった形になると思うんですけど。これ一番最後に現況写真見てもらえば分かるように、この上の段のトタン張ったここですがイノシシやシカが入るし現状はもう竹林です。地目は田ですが現状はこんな感じやし、田も一番上やけ水がないで田ができないような状況なんですよね。まあこれがまた竹が伸びて下の田んぼまでどんどん行ったりして迷惑かけたりするけいらんということで、この際とりあえず地目変更をさせていただきますということで。ひとつお願いします。

秋元議長 地元委員さんの説明が終わりました。この件に関して何かご意見のある方。

宇都宮委員 ちょっといいですか。この非農地っていうのは畑・畑・田んぼ田んぼってあって現況が山林になっているけど、これはもう山林にしてしまうんですか。

原委員 現況は山林ですからね。もう山林にするということ。
宇都宮委員 いや、現況は山林になっとるけど、山林にするのか何なの
かってことが。この証明は証明やけど、非農地の証明って
いうのは山林にするものなのか雑草地にするものなのか何
にするんですかね。現況はただの山林になっとるけど、何て
いう地目に変えるわけ。

原委員 そういう意味ですか。今非農地の証明はいるわけですよ
田やから台帳は。だから田を外してくださいと。何にするか
原野にするか山林にするか私はよう分からんけど現況は山
林ですから。とにかく田の台帳を消してくださいということ
なんですよね。

宇都宮委員 はい、分かりました。
秋元議長 他になければ採決をとりたいと思います。賛成の方は挙手
をお願いします。

(全員挙手)

秋元議長 出席者全員で可決します。全ての議案は終わりましたが、
その他につきまして何かございませんか。なければ来月の日
程を決めたいと思います。5日は土曜日なので4日金曜日で
よろしいですか。

(「はい。」の声あり)

秋元議長 それでは4日金曜日の13時30分からをお願いします。
それではこれで第20回赤村農業委員会総会を閉会します。

(閉会 14時07分)